資料２

中間報告イメージと検討委員会における検討項目の関係性について

□　条例のつくり方・ポイント
・条例のポイント
・前文のポイント
□　条例の性格と位置づけは？
・条例の性格
□　憲法・法律
・憲法、法令との関係性
□　総合計画
・総合計画との関係性
□　自治体って何？
・自治とは？
・条例の意味
・市民とは？
《自治体の組織の役割・責任》
□　行政の役割・責任とは？
・行政（自治体の位置付け）
・行政の役割と責任
・行政組織・職員のあり方
□　議会の役割・責任とは？
・議会の役割と責務
・議会の運営
《自治体における市民・議会・行政の関係》
・自治体における市民、議会、行政の関係
□　市民と行政の関係とは？
・行政と市民の役割分担、参加の考え方
・市民参加を促す仕組み
・市民同士の合意形成
□　市民と議会の関係とは？
・市民と議会の関係
□　議会と行政の関係とは？
・議会と行政のあり方
《区のあり方》
□　区って何？
・区役所の位置づけ、あるべき姿
・区役所を機能させる仕組み
・７区のあり方
《自治とコミュニティ/市民活動の推進》
□　自治とコミュニティ
・新しいコミュニティのあり方
□　市民活動の推進
・市民活動の推進
《制度・装置》
・市民自治を実現する各種制度
□　評価制度
・評価制度
□　情報公開制度
・情報公開制度
□　住民投票制度
・住民投票制度
□　財政運営
・財政運営
□　住民救済制度
・住民救済制度
□　広聴制度
・広聴制度
□　条例の見直し規定
・条例の見直し規定
□　条例の実効性を高める仕組み・ルール
・条例の実効性を高める仕組み・ルール

Ⅰ　条例のつくり方・ポイント
・条例のポイント
Ⅱ　条例の性格と位置づけは？
・条例の性格
Ⅲ　前文に盛り込みたい事項
１　自治を疎外するものとそのもたらしているもの
２　私たちはこんなまちに暮らしたい
・前文のポイント
・条例の意味
Ⅳ　自治されたまちのイメージ
・自治とは？
Ⅴ　そのための市民の権利と義務（責務）
１　市民ってなーに
・市民とは？
２　その義務と責務は
・市民とは？
Ⅵ　市民自らがパブリックをつくる活動
１　市民活動の推進（市民活動、NPO）
・市民活動の推進
２　自治とコミュニティ（町会、自治会）
・新しいコミュニティのあり方
３　市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？
・市民同士の合意形成
Ⅶ　自治体における市民・議会・行政の関係って何？
・自治体における市民、議会、行政の関係
Ⅷ　市民自治に必要な市民と議会の関係は
・市民と議会の関係
Ⅸ　市民自治に必要な市民と行政の関係は
・行政と市民の役割分担、参加の考え方
・市民参加を促す仕組み
Ⅹ　自治されたまちの、身近な課題解決のための区のあり方
１　区って何？　区役所は何を行うところなの？
・区役所の位置づけ、あるべき姿
２　区役所を機能させる仕組みはどうするか？区長は？
・区役所を機能させる仕組み
３　７区のあり方をどのように考えていくか？
・７区のあり方
Ⅺ　小さな政府としての市のあり方
１　議会の位置付け
・議会の役割と責務
２　その役割と責任
・議会の役割と責務
３　議会自身がよりよく機能するためには？
・議会の運営
４　行政の位置付け
・行政（自治体の位置付け）
５　その役割と責任
・行政の役割と責任
６　行政組織のあり方とは？
・行政組織・職員のあり方
７　市長の位置付け
８　市長の役割とその責務？
９　市民の代表である議会と行政・市長の関係は
・自治体における市民、議会、行政の関係
・議会と行政のあり方
Ⅻ　自治を可能にするための制度・装置
１　市民自治を実現する各種制度
・市民自治を実現する各種制度
２　評価制度
３　情報公開制度
４　住民投票制度
５　財政運営
６　住民救済制度
７　広聴制度
XIII　条例の見直し
XIV　条例の実効性を高める仕組み
XV　その他の事項

１　条例について
・作り方、ポイント
・性格と位置付け
２　目指す自治のイメージ
・前文に盛り込みたい事項
・自治するまちのイメージ
３　市民のあり方
・市民とは？
・権利と義務
・市民活動の推進
・自治とコミュニティ
・市民同士の合意形成
４　議会のあり方
・議会の運営
・議会の役割と責務
５　市長と行政のあり方
・市長の役割と責務
・行政の役割と責務
・行政組織、職員のあり方
・小さな行政、区役所のあるべき姿、区のあり方
６　市民～議会～市長・議会の関係
・市民と行政の役割分担
・市民自治を促す仕組み
・市民と議会、議会と行政
７　自治を可能にするための制度・仕組み
・評価制度
・情報公開制度
・住民投票制度
・財政運営
・住民救済制度
・広聴制度
８　条例運用
・見直し規定
・実効性を高める仕組みとサポート